

# 熊本市公報(契約)

## 第 2 8 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 平成 2 8 年 5 月 1 6 日

### 目 次

入札公告 (熊本市電ロケーションシステム導入業務委託) ..... 1

交通局契約公告第 3 号

平成 2 8 年 5 月 1 6 日

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 3 7 2 号)の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザル方式の手続きを実施する。については、次のとおり企画提案書の提出を募集する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

### 1 業務概要 (平成 2 8 年度業務)

- (1) 業務委託名 熊本市電ロケーションシステム導入業務委託
- (2) 履行場所 熊本市交通局の指示する場所とする
- (3) 業務内容 熊本市電ロケーションシステム導入業務 一式
- (4) 履行期間 契約日から平成 2 9 年 3 月 1 7 日まで
- (5) 参考業務規模 総額 7 0 , 0 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

この金額には、電停における電車接近表示システム (平成 2 9 年度に稼働予定) に係る費用は含まれていない。

この金額は、契約額や許容価格を示すものではない。

### 2 担当部局

〒 8 6 2 - 0 9 7 1 熊本市中央区大江五丁目 1 番 4 0 号

熊本市交通局電車課 (3 階)

電話 0 9 6 - 3 6 1 - 5 2 4 1 F A X 0 9 6 - 3 6 1 - 5 2 5 8

電子メールアドレス koutsudensha@city.kumamoto.lg.jp

### 3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成 2 0 年告示第 7 3 1 号)第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第 1 分類「情報処理業務」での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)第 1 7 条又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)第 2 1 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに熊本市税の滞納がないこと。
- (7) 業として当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 当該競争に事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加手続をした場合、その組合員は単体として、参加手続をすることはできない。  
当該競争に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)の要件を満たす者であること。

#### 4 参加資格審査申請の方法等

3(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、参加表明書等を提出できるが、参加するためには当該競争入札等参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 競争入札等参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページに掲載するほか、希望する場合は(6)の担当部局で配布する。ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。

郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページのURLは、次のとおり。

[http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&id=3331&class\\_set\\_id=2&class\\_id=195](http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=2&class_id=195)

##### (2) 提出方法

3(1)に規定する要綱に基づき、申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「企画提案書等提出期限」を明記すること。郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとする。

受付時間は午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。(休日を除く。)

##### (3) 競争入札等参加資格審査申請書の提出期限

平成28年5月27日(金)の午後4時まで。

郵送する場合は、同日までに必着すること(不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。)

##### (4) 競争入札等参加資格審査申請書の作成に用いる言語等

競争入札等参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

- (5) 送付先（郵送する場合）  
〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）あて
- (6) 提出先（持参する場合）  
熊本市中央区花畑町 9 番 6 号  
マスミューチュアル生命ビル 2 階  
総務局契約監理部契約政策課物品契約班

## 5 参加手続等

本件の参加希望者は、参加表明書及び参加資格審査調書その他の必要書類（以下「参加表明書等」と総称する。）を提出し、参加資格の有無について熊本市交通事業管理者（以下「管理者」という。）の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

### (1) 提出書類・必要部数

- ア 参加表明書（様式第 1 号） 1 部
- イ 参加資格審査調書（様式第 2 号） 1 部

### (2) 参加表明書等の提出方法

#### ア 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合における郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

#### イ 提出期限

平成 2 8 年 5 月 2 7 日（金）午後 4 時までとする。なお、郵送する場合は、同日までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

#### ウ 受付場所及び受付時間（持参により提出する場合）

熊本市中央区大江五丁目 1 番 4 0 号 熊本市交通局電車課（3 階）  
午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、休日を除く。

#### エ 送付先（郵送する場合）

〒 8 6 2 - 0 9 7 1 熊本市中央区大江五丁目 1 番 4 0 号  
熊本市交通事業管理者（熊本市交通局電車課）あて

また、封筒に「熊本市電ロケーションシステム導入業務委託参加表明書等在中」の旨を明記すること。

- (3) 参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、特例規則第 4 条第 1 項の申請をする者については、この限りではない。結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

### (4) 留意事項

ア 様式については、参加表明書提出日時点において記載すること

イ 事業協同組合として本件に参加する場合は、参加資格審査調書（様式第 2 号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても良いこととする。この場合において、うち 1 組合員でも 3 (8) に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

## 6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 現地説明会

現地説明会は実施しない。

## 8 実施要領等の交付方法

熊本市電口ケーションシステム導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領、熊本市電口ケーションシステム導入業務委託に係る企画提案書等作成要領(以下「プロポーザル実施要領等」という。)及び熊本市電口ケーションシステム導入業務委託要求仕様書(以下「要求仕様書」という。)の交付方法は、次によるものとする。

### (1) 交付方法及び場所

プロポーザル実施要領等及び要求仕様書は、熊本市交通局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配付する。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

### (2) 交付期間

平成28年5月16日(月)から平成28年5月27日(金)までとする。ただし、休日を除く。

### (3) 交付時間

熊本市交通局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできるものとし、2の担当部局での配付においては、午前9時から午後4時までとする。

### (4) 閲覧場所

プロポーザル実施要領等の図書については、企画提案書等提出期限までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

### (5) 費用

無償とする。

## 9 質問及び回答

- (1) プロポーザル実施要領等又は要求仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書(様式第3号)により提出すること。

### ア 受付期間

平成28年5月16日(月)から平成28年6月17日(金)までとする。ただし、休日を除く。

### イ 受付時間

午前9時から午後4時までとする。

### ウ 提出方法

2の担当部局あてに持参、郵送、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。なお、郵送する場合は、受付期間までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

- (2) (1)の質問書に対する回答は、個別に行わず、熊本市交通局ホームページにおいて、次のとおり閲覧に供する。

- ア 閲覧期間  
平成 28 年 6 月 20 日(月)までに開始し、平成 28 年 6 月 27 日(月)までとする。
- イ 閲覧時間  
熊本市交通局ホームページ運用時間内
- ウ 閲覧場所  
熊本市交通局ホームページ  
アドレス <http://www.kotsu-kumamoto.jp/>

#### 10 参加資格があると認められた者が 1 者である場合の措置

参加資格があると認められた者が 1 者である場合は、再度公告して参加表明書等及び企画提案書等の提出期限を延長するものとする。

この場合においては、必要に応じて当該案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

なお、参加資格があると認められた者が辞退等により、プロポーザルに参加するものが 1 者となった場合、審査点数の平均点が満点の 2 / 3 以上の得点がなければ契約候補者として認めないものとする。

#### 11 企画提案書等の提出

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い提出するものとする。

(1) 提出書類（以下の提出書類を総称して「企画提案書等」とする。）

- ア 企画提案書  
様式第 4 号を表紙とし、提案内容書の様式は任意とする。
- イ 業務運用実績（様式第 5 号）
- ウ 業務実施体制調書（様式第 6 号）
- エ 管理責任者調書（様式第 7 号）
- オ 年度別初期経費見積書（様式第 8 号）
- カ 年度別初期経費見積明細書（様式第 9 号）
- キ 年度別維持経費見積書（様式第 10 号）
- ク 導入スケジュール（様式第 11 号）
- ケ サーバの I S M S 認証を受けていることがわかる登録証等の写し

(2) 提出媒体等

- ア 紙媒体での提出について
  - (ア) 企画提案書等を一綴りにして、A 4 版に製本（A 3 版の場合は、A 4 版サイズに折り込むこと。）すること。なお、企画提案書は、様式第 4 号を表紙とし、13(2)に掲げる審査項目ごとにインデックスを付すること。
  - (イ) 作成部数は、表紙に商号又は名称の記載、代表者職氏名（契約締結権限者氏名）の記載及びその印を押印した正本を 1 部及び表紙を含め全てにおいて社名、社章製品名等の事業者を特定させる文言等を表記していないものを 10 部提出するものとする。
- イ 光学メディアでの提出について
  - (ア) 光学メディアについては、CD-ROM 又は DVD-ROM によるものとし、同じものを 2 枚提出すること。
  - (イ) 光学メディアに書き込むファイルの形式は、Microsoft Office 2010 で読み込み可能な Word、Excel、Power Point 又は PDF で作成すること。

### (3) 企画提案書等の提出方法

企画提案書等は、プロポーザル実施要領等及び要求仕様書の定めるところにより、作成すること。

ア 持参又は郵送により提出すること。郵送する場合における郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

#### イ 企画提案書等提出期限

平成 28 年 6 月 27 日(月)午後 4 時までとする。ただし、休日を除く。なお、郵送する場合は、同日までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

#### ウ 受付場所及び受付時間(持参により提出する場合)

熊本市中央区大江五丁目 1 番 40 号 熊本市交通局電車課(3 階)

午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、休日を除く。

#### エ 送付先(郵送する場合)

〒862-0971 熊本市中央区大江五丁目 1 番 40 号

熊本市交通事業管理者(熊本市交通局電車課)あて

封筒に「熊本市電ロケーションシステム導入業務委託に係る企画提案書等在中」と記載のうえ、送付すること。

(4) 企画提案書等を提出しない者については、辞退届(様式任意)を提出することとする。

(5) 企画提案書等の提出がない者については、当該案件への参加意志が無いものとみなし「参加資格確認結果通知書」に通知した参加資格を取消す。

## 1.2 企画提案書等に関するヒアリング

### (1) 実施日時

平成 28 年 7 月 4 日(月)(予定)とし、説明時間は、15 分以内(質疑時間を除く。)とする。なお、実施時間・場所等の詳細は、企画提案者に後日通知する。

(2) 出席者は、説明者を含め 5 名以内とする。なお、会場周辺では会社名を特定できるものを身につけないこと。

(3) 説明者については、企画提案書等に含まれる業務実施体制調書(様式第 6 号)に記載されている者が中心に行うこと。ただし、複数の者が役割分担をして行うことも可とする。

(4) パソコン及びプロジェクター等の機材を使用することは可能とする。ただし、使用する機器類は企画提案者が準備するものとし、電源等(プロジェクター、スクリーンは事前連絡により提供可。)については、交通局が提供するものとする。

(5) ヒアリングへ参加しない者については、辞退届(様式任意)を提出することとする。

(6) ヒアリングへの参加がない者については、当該案件への参加意志が無いものとみなし「参加資格確認結果通知書」に通知した参加資格を取消す。

(7) 提出された企画提案書等と異なる説明や企画提案書等に記載のない新規提案の説明は認めない。

## 1.3 審査の方法等

### (1) 審査の主体

「熊本市電ロケーションシステム導入業務委託業者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市電ロケーションシステム導入業務委託業者選定委員会」において行う。

### (2) 審査の基準

「熊本市電ロケーションシステム導入業務委託企画提案書等審査基準」によるものとする。

### (3) 審査の方法

企画提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、(2)に掲げる審査基準の審査項目【2】ロケーション機能の評価点数の小計が高い者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。この審査項目も同点の場合、【6】見積額、【3】保守・稼動維持の順に評価点数の小計が高い者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。

## 1 4 審査結果の公表

### (1) 審査結果の通知

プロポーザル参加者全員に対し、1 2 に掲げる企画提案書等に関するヒアリングを実施した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により通知する。

### (2) 審査結果の公表

審査結果は、熊本市交通局ホームページにて公表する。

## 1 5 契約候補者と決定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者と決定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、管理者に対して決定されなかった理由について、書面(様式は自由)により説明を求められることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 1 6 契約方法

提出された企画提案書等の内容に基づき、交通局と契約候補者にて基本仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により締結する。なお、契約候補者が辞退その他の理由で契約の交渉が出来ない場合は、契約次点候補者と契約の交渉を行うものとする。

契約手続き及び契約書は、交通局の定めるところによる。交通局は契約締結後においても受託者に本提案における失格事由、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

## 1 7 その他の留意事項

(1) 手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約保証金

熊本市交通局契約事務取扱規程第1条において準用する熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(発注者が管理者、熊本市長、

熊本市上下水道事業管理者又は熊本市病院事業管理者であるときは、契約書の写しで可)を提出したとき。

(3) 契約書(案)

熊本市交通局ホームページに掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等及び企画提案書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び企画提案書等の作成費、旅費、その他本プロポーザルの参加に関して要した一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。

エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等の著作権は提出者に帰属することとし、当該書類は、本件の選考以外、提出者に無断で使用することはない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。ただし、交通局が資料の提出を依頼した場合は、この限りでない。

(5) 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効として、参加資格がないものとし、又は決定の取消し、契約締結の保留若しくは契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者の決定までの期間に、参加資格があると認められた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、管理者に対して参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 配置予定技術者の確認等

ア 記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして管理者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、管理者の承認を得るためには診断書その他管理者が必要と認める書類を提出しなければならない。また、他の業務を受注したことを理由として配置予定の技術者を変更することは認めないものとする。

イ アに違反した場合は、契約候補者の決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

(9) 以上のほか、詳細はプロポーザル実施要領等による。

## 1 8 Summary

(1) Items to be provided and names and quantities of specified service(s)

Introduction of Kumamoto city tram location system - 1 set

(2) Date of execution for proposal competition

July 4<sup>th</sup>, 2016

(3) Language and currency to be used:

Japanese language and Japanese yen only

(4) Name of department in charge of office relating to specified provisional city tram Section  
Kumamoto City Transportation Bureau  
5-1-40, Oe, Chuo-ku, Kumamoto City  
862-0971, Japan  
Phone: (+81) (0)96-361-5241